

様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成の目標等に関する書類）

(1) 大学・学科の設置理念

①大学院

摂南大学は建学の精神「世のため、人のため、地域のため、理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。」に則り、「人間力と実践的能力をもち、多様な人々と協働して社会に貢献できる人材を育成する。」を教育の理念としている。

本大学院は、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的としている。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

看護学研究科看護学専攻

近年の科学の進歩と医療の改革に伴って、従来にも増して、看護は専門性の高い知識や技術をもって、人々の健康ニーズに対応した活動が求められている。なかでも、地域医療の推進、生活習慣病の予防や適切な自己管理への支援、認知症の対象者へのケアや予防のための支援、生涯にわたる女性の健康管理、子どもの虐待防止に向けた支援などが喫緊の課題となっている。このような専門化・高度化する看護の役割に対応するために、看護職は実践の場で解決すべき課題を自ら見出し、科学的根拠に基づき的確に情報収集・判断したうえで、問題解決に導く力がさらに必要とされている。

看護系大学の急速な増加に伴って、看護教育者の量的確保、質的確保は喫緊の課題となっており、看護学という学問を発展させるために自らが課題を発見し探究できる研究能力と、その指導力を兼ね備えた看護教育者の養成が必要となっている。

本研究科が所在する枚方市は「健康医療都市」宣言のもと、子どもから高齢者まで全ての市民が健康で安心して生き生きと暮らすことができる町づくりの実現に向け、市民の健康保持増進と地域医療の充実への取り組みを進めている。特に、北河内地区の最も高度な医療機能を備えた拠点である本市は、さらなる医療の充実とともに、地域の医療・介護への継ぎ目のない連携システムの構築と市民の健康増進、疾病予防に強い意欲を示している。医療・保健の役割を担う看護職は、高度な専門的知識と技術をもち、複雑化した医療問題に、病院・施設・地域といった多様な場で、その専門的役割を果たすことが求められ、多職種と連携して、チーム医療を推進するリーダーとなる看護職の養成が必要となっている。

以上のことから、専門性の高い知識や技術をもち、自らが課題を発見し探究できる研究能力や指導力を兼ね備え、看護職として専門的役割を果たすことができる人材を養成するため、大学院看護学研究科看護学専攻を設置する。

(2) 教員養成の目標・計画

①大学院

「憲法および教育基本法をふまえ、教育への情熱と使命感、生徒の成長・発達についての科学的な認識に基づいて、日々、創意と工夫に充ちた実践的指導に努める教師、人間としてよりよき方向を生徒とともに探求する努力を惜しまない教師の養成」という学部教員養成理念を基盤にし、さらに各研究科の高度な専門的知識と幅広い識見を有し、地域社会や国際社会において実践的に活躍できる専門職業人としての能力を備えた教員を養成する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

看護学研究科看護学専攻

本研究科では「基盤・療養支援看護学領域」および「地域・次世代発達支援看護学領域」における専門

的知識・技術のほか、各領域の学修の専門性を横断的に学ぶ科目を配置しており、生命や人権における倫理観などを兼ね備えた養護教諭を養成し、地域を中心として輩出することを目標としている。

こうした教育方針をベースに、本研究科では教員養成に対する理念に基づき、主として以下の点に重点をおきながら、高度な資質をもつ教員の養成を目指す。

- (ア) 生命の尊厳と人権の尊重を基盤とした倫理観を持つ人材を育成する。
- (イ) 心豊かな人間性と看護実践能力を備えた人材を育成する。
- (ウ) 地域社会における保健・医療・福祉の向上、看護の発展に貢献できる看護学の理論や実践能力を持つ人材を育成する。
- (エ) 子どもとその家庭や学校における健康課題に向き合うことができる心豊かな人間性を有する人材を育成する。

看護の課題に取り組み、学校現場における環境改善等に向けて実践できる教育計画を実施。

【共通科目】

- 1) 看護職が抱える様々な倫理的課題に対応できる基礎的能力を行う上での倫理的課題の捉え方とその対処方法を学修するため「臨床看護倫理」を配置する。
- 2) 看護活動において、対象の健康状態のモニタリングや臨床推論、あるいは症状管理、患者教育、および治療や薬剤に関する理解を深める「フィジカルアセスメント特論」「臨床推論特論」「薬物治療学特論」を配置する。
- 3) 多職種とのチーム活動を推進し、そのなかでの看護職の役割を発揮できる能力を培うため「多職種連携演習」を配置し、学生の目的に応じて地域の医療機関の連携相談室、外来、施設におけるフィールドワークを行い、多職種間連携の実際を理解し、その在り方を学修する。
- 4) 地域で療養生活を送る人々への災害時の対応や防災における医療者の役割を具体的に学ぶ「地域医療防災演習」を配置する。
- 5) 近年の医療における国際化に対応するため「国際保健学特論」を配置する。
- 6) 看護教育活動を実践するため、「看護教育特論」を配置し、看護学の教育に関する制度や背景および教育理論を学修する。

【専門科目（いずれかを専攻）】

- 1) 「基盤実践看護学分野」では、看護の基盤となる概念および理論に関わる知識と構造を把握し、看護実践を支える人間理解および看護技術、教育、マネジメントについて俯瞰的に学修する。
- 2) 「療養支援看護学分野」では、様々な場で療養生活をおくる人々とその家族を理解し、専門的な看護援助、健康の増進と健康に関する課題を取り上げる。それらに対応する概念、看護理論を学修する。
- 3) 「地域支援看護学分野」では、地域あるいは地域における各施設などさまざまな場で生活する看護の対象者とその家族を理解し、支援するための概念や理論を踏まえ、実践と研究への適応を検討し、多様な課題を持つ人々への看護のあり方について学修する。
- 4) 「次世代発達支援看護学分野」では、次世代の健やかな発達を促進するために、乳児期、幼児期、思春期、壮年期のライフサイクルにわたる人々を理解し、支援するための概念や理論を踏まえ、専門的な看護援助、健康増進と健康課題を解決するための看護のあり方について学修する。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

看護学研究科看護学専攻

[養護教諭専修免許状]

社会背景として、医療的ケア児の推計人口が2019年に約2万人と過去14年でおおよそ2倍に増加し、2021年の

統計においても約2万人を推移しており、2021年の医療的ケア児支援法の成立により、自治体は学校教育の場における医療的ケア児受入れ支援体制の拡充が求められ、看護師の配置が努力義務となっている。また、学校教育の現場では、養護教諭は保健室の運営だけでなく、感染症対策、いじめや不登校などの心の問題、性教育など、学校保健に関する中核的役割を果たしており、職務の重要性が増している。中でも、医療知識のある看護師資格をもつ養護教諭のニーズは高く、看護研究科における養護教諭の養成は意義があると考えられる。

看護学研究科看護学専攻においては、「基盤・療養支援看護学領域」および「地域・次世代発達支援看護学領域」の専門的知識・技術のほか、各領域の学習を効率的、効果的、かつ専門性を深めるために、横断的に学修する科目を設けており、①確実に研究を進める方法論および倫理的態度を身に付ける、②対象の健康状態のフィジカルアセスメントや臨床推論、あるいは症状管理、患者教育、および治療や薬剤に関する理解を深める、③専門分野の看護活動において、対象を中心とした多職種とのチーム医療を推進し、そこでの看護職の役割を發揮できる能力を培う、④地域で療養生活を送る人々への災害時の対応や防災における医療者の役割を具体的に学ぶ、⑤近年の医療・教育現場における国際化に対応する、⑥看護学の教育に関する制度や背景および教育理論を学修するなど、幅広い知識や能力を学んだ修了生が学校教育の現場に登用され、養護教諭としての役割が広がり、児童・生徒の安心安全がさらに確保できると確信する。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	教職課程運営委員会
目的：	全学的に教職課程を実施する中核組織。学長の諮問に応じて、教員養成に関する以下の事項を審議する。 <ul style="list-style-type: none"> ・教職課程設置の基本方針に関する事項 ・教職課程の編成ならびに適切な運営に関する事項 ・教職課程の質の維持・向上に関する事項 ・教職課程の自己点検・評価に関する事項 ・教職課程に関わる情報の公表に関する事項 ・教職支援センターの事業計画および運営に関する重要な事項
責任者：	全学教育機構長
構成員(役職・人数)：	委員長：全学教育機構長、 副委員長：委員の中から委員長の意見を聴いて学長が任命した者 1名、 委員：教務部長、 教職支援センター長、 教職支援センター員の教授、准教授、講師または助教の中から全学教育機構長の推薦により学長が任命した者 若干名、 教職課程を有する各学部学科の教授の中から学部長の推薦により学長が任命した者 各学科1名、 全学教育機構課長
運営方法：	委員会の議事定足数は委員の3分の2以上の出席。委員会の庶務は全学教育機構で取り扱う。

②

組織名称：	教職支援センター
目的：	本学の教育目的に従い、教職課程および教員養成に関する教育と研究を推進するとともに本学における教員養成に関する課程を運営し、教職を志望する本学学生および卒業生の学修・就業支援を行う。
責任者：	教職支援センター長
構成員(役職・人数)：	教職支援センター長、 教職支援センター主任、 センター員(各学部の教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目および各教科の指導法を担当する専任教員) 7名、 全学教育機構の事務職員 3名

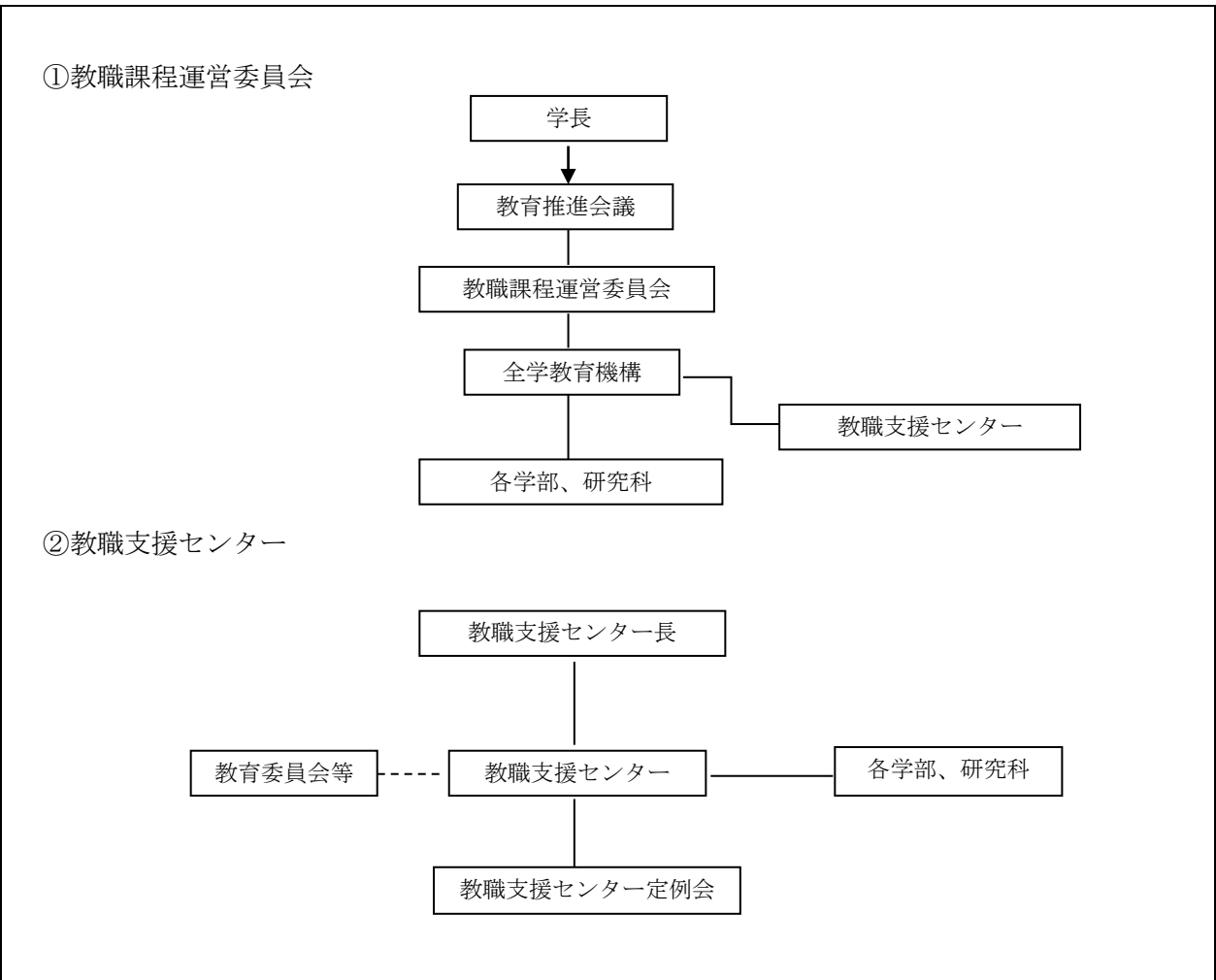
様式第7号イ

運営方法： 教職課程を実務的に運営し、直接的な学生指導全般を行うとともに、学科や専攻、また教育委員会等との連絡調整を行う。具体的には、

- ・教育職員養成に関する教育の推進および質保証に関すること
- ・教職課程の授業計画および運営に関すること
- ・介護等体験の指導に関すること
- ・幼稚園・小学校免許取得プログラム生の学修支援に関すること
- ・教員免許申請に関する学生および卒業生の相談および指導に関すること
- ・教員を志望する学生の社会貢献活動への取組支援に関すること
- ・教科書等の図書および教育関連資料の収集と提供に関すること
- ・教職スタディールームの管理に関すること
- ・本大学出身教員との連携に関すること
- ・各教育委員会との連携に関すること
- ・教員採用試験等、教員採用にかかる就業支援に関すること
- ・教職課程の自己点検・評価に関すること

構成員で月1回程度定例会を実施して情報共有を図るとともに、発生する諸問題について対応する。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

寝屋川市・枚方市教育委員会の協力のもとに、教職実践演習（養護教諭）の授業で大学近隣の公立小学校・中学校の学校見学を実施している。当日は、授業を見学した後に学校のおかれている状況、教科指導・生徒指導・進路指導などについて講話いただいている。実施にあたっては、教職支援センター教員が見学する各小学校・中学校と事前に打ち合わせを行うとともに、見学当日も学生を引率しており、こうした機会に小学校・中学校の現場の意見を聴いている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 地域連携教育活動（大学が独自に定める科目）

連携先との調整方法： 大学近隣の小学校・中学校に学生の受け入れ依頼を行い、教職支援センターで受け入れ人数や内容等について取りまとめている。教職支援センター主任が窓口となり先方とやり取りをするのに加え、学生の活動先が決まってからは教職支援センター教員が1人につき1校以上を担当し、学生たちへの助言等を行っている。

具体的な内容： 大学近隣の小学校・中学校で教育現場の教育補助、課外活動を幅広く体験し、自己の適性を把握する機会を持ち、人間的成長や社会意識の向上を目指す。活動内容は、授業運営補助、「総合的な学習」の補助、学校行事運営補助、クラブ・サークル活動の補助、図書室運営の補助、放課後学習の補助などを組み合わせ、大学授業の空き時間を利用して年間を通じ週1回90分を行っている。

Ⅲ. 教職指導の状況

教職支援センターにおける教職協働のもとで、学生への各種指導を行っている。履修要領、養護実習、教員免許状申請などの各種ガイダンスにおいては、教育的な観点からの指導を専任教員が、手続きや留意事項等については事務担当者が説明を行っている。履修指導は主に全学教育機構の事務担当者が行うが、専任教員でも対応できるようにしている。

また、随時、養護に関する科目の担当教員と教育の基礎的理解に関する科目等の担当教員が情報交換・意見交換を行っており、学生指導体制の向上の材料としている。